

— 安心して市民活動に参加できます —

藤沢市市民活動災害補償保険

《 2026年（令和8年）5月1日改定 》



国内で市民活動中や市主催事業中の事故を補償する制度です



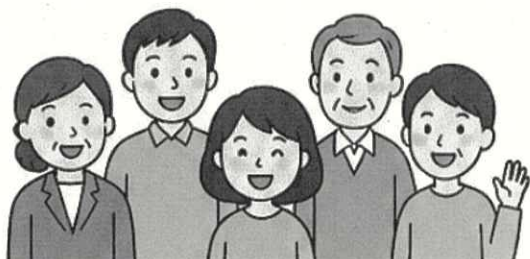
事前の登録・
加入は不要



保険料は
「無料」

■ 補償の対象となる活動

■ 対象となる団体・個人



藤沢市内に拠点を置く
5人以上の団体
市主催事業に参加する個人

「市民活動」とは？

公益性



計画的・継続的



無報酬



公益性のある無報酬の活動です

■ 主な活動例

地域社会



清掃・美化活動

青少年育成



子ども会・パトロール

社会教育・体育



スポーツ・サークル

社会福祉・奉仕



リハビリ・ガイドヘルプ

市主催行事



講座・防災訓練



活動者以外の見物人、応援者、イベントへの来場者などは対象になりません。

1. 賠償責任保険

(他人に損害を与えたとき)



2. 傷害保険

(自分がケガをしたとき)



	補償額	自己負担 (免責額)
身体賠償	1人 1億円 1事故 5億円	5,000円
財物賠償	1事故 500万円	5,000円
保管物 賠償	1事故 500万円	5,000円

	補償額
死亡保険金	1人 500万円
後遺傷害 保険金	1人 15万円 ~500万円
入院保険金	日額 3,500円を 上限とする実費 (日数180日限度)
手術保険金	3,500円×約款で定める 倍率を上限とする実費
通院保険金	日額 2,000円を 上限とする実費 (日数90日限度)

2026年5月以降「定額払い」から
「実費払い」へ改定しました!
上限額の範囲内で自己負担額を補償します。

■ 手続きの流れ・Q&A

事故が起こったときの手順（傷害保険の例）

1 連絡



指導者・責任者へ報告

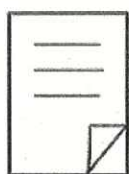
2 事故報告書類の提出



市民自治推進課へ

原則
14日以内
事前の
登録不要

提出書類



事故報告書

事故の内容を
報告する書類



規則

会則・規約

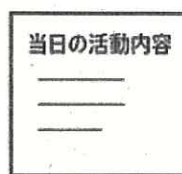
団体の運営方法が
わかる書類



行事予定表

行事予定表

活動の予定が
わかる書類



当日の活動内容

当日の活動内容が
わかる資料

活動内容を説明する
資料



名簿

名簿
(参加者名簿)

参加者一覧
(参加者名簿)

3 治療・請求



治療後、
領収書の写しを提出



領収書は
捨てずに
大切に保管

■ よくあるご質問 (Q&A)

Q. 他の保険にも
入っています。



A. 重複して支払いは行いません。
本制度が上回る場合に差額を支払います。

Q. 熱中症や食中毒は？



A. 活動中のものであれば対象となります。

Q. 領収書を失くして
しまいました。



A. 実費払いのため、領収書等がない
場合は請求できません。

【お問い合わせ先】

藤沢市役所 市民自治推進課

電話：0466-50-3516（最新情報は藤沢市公式ホームページをご覧ください）

※（本情報は2026年5月1日時点のものです）

